

資料編

資料1	みどりの基本計画における地球温暖化と生物多様性	146
1	地球温暖化	146
2	生物多様性	148
資料2	都市の概況に関する資料	150
資料3	みどりの現状と課題に関する資料	153
1	横須賀市のみどりの概況	153
2	横須賀市のみどりの特徴	161
3	横須賀市のこれまでのみどりの取組み	163
4	横須賀市のみどりの課題	171
(1)	みどりに関する市民意識	171
(2)	みどりを「守り、つくり、育てる」の視点からみた課題	175
(3)	みどりの機能からみた課題	178
資料4	横須賀市のみどりの基本計画見直しの経過	183
■	横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会報告書	185
用語集		188

資料1 みどりの基本計画における地球温暖化と生物多様性

1 地球温暖化

(1) 地球温暖化をみどりの基本計画で取り扱う背景

- ① 地球温暖化は生態系だけでなく、海面上昇、異常気象、食料生産、経済活動など私たちの生活に深刻な影響をもたらすことが指摘されています。
- ② 「京都議定書」(1997年)において、日本は2012年までに、二酸化炭素等の温暖化効果ガスの6%の削減が約束されました。その目標を達成するため、二酸化炭素の吸収源として森林及び都市緑化等による吸収率が定められています。
- ③ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定された国の「京都議定書目標達成計画」では「自治体が策定する緑の基本計画に基づく都市緑化をさらに推進すること」を規定しています。
- ④ 国は、「ポスト京都議定書」の枠組みの検討を始め、2020年までの中期的な削減目標を新たに掲げ、低炭素社会づくりに向けた取組みを進めています。
- ⑤ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2007年に最新の温暖化の科学・影響・対策に関する報告書(第4次評価報告書)で、「現在地球規模で生じている影響は、気候システムの温暖化には疑う余地がない」ことを断定し、防災・沿岸大都市・水資源・食料・自然生態系・健康などの分野別に、様々な適応策の事例が示され、各国にその対応が求められています。
- ⑥ こうした中で本市においても、地球温暖化対策として「みどりの保全・創出」「防災的見地からの河川流域における重層的な対策」等について検討し、取り組む必要性が生じています。

(2) 京都議定書を受けた地球温暖化防止緩和策に向けた対策

① 地球温暖化目標達成計画に基づく取組み

京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために、京都議定書目標達成計画(平成20年3月改定)では、温室効果ガスの種類ごとの排出削減目標や部門別の削減目標などの必要な措置が定められています。

<p>目標達成のための対策と施策</p> <p>1.温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1)温室効果ガスの排出削減対策・施策</p> <p>【主な追加対策】</p> <ul style="list-style-type: none">● 自主行動計画の推進● 住宅・建築物の省エネ性能の向上● トップランナー機器等の対策● 工場・事業場の省エネ対策の徹底● 自動車の燃費の改善● 中小企業の排出削減対策の推進● 農林水産業、上下水道、交通流等の対策● 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策● 新エネルギー対策の推進	<p>(2)温室効果ガス吸収源対策・施策</p> <ul style="list-style-type: none">● 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開 <p>2.横断的施策</p> <ul style="list-style-type: none">● 排出量の算定・報告・公表制度● 国民運動の展開 <p>以下、速やかに検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none">● 国内排出量取引制度● 環境税● 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し● サマータイムの導入
--	---

目標達成のための対策と施策

出典：改定京都議定書目標達成計画の概要(環境省)

② みどりの役割

ア 森林吸収源対策

- 京都議定書では、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減目標を達成するために、森林を二酸化炭素吸収源とすることが認められた。
- 森林吸収量は議定書で認める上限値の1,300万炭素トン/年(4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.8%)を確保することを目標としている。
- 議定書では新規植林・再植林に加え、適切な手入れや保全などの「森林経営」による森林が森林吸収量の算定対象とされている。目標の達成に向けて、間伐などの森林の整備・保全が必要となっている。

イ 都市緑化等

- ・都市緑化等は人々の生活に身近な二酸化炭素吸収源対策であり、その推進は地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果をもたらす。
- ・「みどりの基本計画」など緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、都市公園の整備、道路、河川、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進することで、第1約束期間における年平均で、対基準年総排出量比0.06%（74万t-CO₂）程度の吸収量が確保されると推計されている。

ウ 熱環境改善を通じた低炭素化

- ・都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、民有緑地や農地の保全等により、地表面の人工化による高温化の防止・改善効果が期待される。
- ・都市の緑地の保全、屋上・壁面緑化、都市公園の整備、みどりのネットワーク形成等により、冷気の発生源となるみどりが形成され、風の通り道が確保されることで、都市の熱環境改善が期待される。
- ・これらの取組みにより第1約束期間における年平均で0.5万～2.3万t-CO₂の排出削減が見込まれている。

(3) 気候変動政府間パネル第4次報告を受けての適応策推進に向けた対策

(参考：環境省発行「温暖化から日本を守る、適応への挑戦」)

① 地球温暖化の日本への影響

ア 農作物への被害

- ・全国で高温等による様々な農作物への影響が報告されている。

イ 渇水リスクと洪水リスクの増大

- ・近年、年降水量が極端に少ない年が増えるとともに、少雨年と多雨年の年間降水量の差が大きくなり、その変動幅が拡大する傾向がみられる。渇水と洪水の発生リスクが大きくなりその対応に課題が生じている。

ウ 大雨の増加

- ・日降水量200mm以上の大雨が増加傾向にある。
- ・1時間降水量50mm以上の短時間強雨が増加傾向にある。

② 地球温暖化に対する対策（緩和策と適応策について）

ア 緩和策（排出削減）

- ・温室効果ガスの排出を抑制したり吸収するなどにより温暖化の進行を食い止めること。

イ 適応策

- ・温暖化によって起こりつつある、あるいは起こりうる様々な影響や課題に対し、自然や人間社会のあり方を調整し、温暖化による悪影響を軽減する対策のこと。

③ 分野別の具体的な適応の取組み（適応策）

ア 防災

- ・河川及び流域における様々な対策により水災害適応型社会の構築を進め、影響のモニタリングや予測精度の向上に応じた適応策や、海面上昇等に伴う沿岸部の災害リスクの増大に対処していくことが重要。

イ 水資源

- ・渇水などの緊急時と平常時の双方に配慮していくことが重要になる。

ウ 食料

- ・作物への被害状況の把握とともに、高温障害対策や品種改良などの多様な適応策が必要。

エ 自然生態系

- ・自然生態系への温暖化の影響を把握し、影響を受けやすい生態系における適切な対策が必要。

オ 健康

- ・暑さによる熱中症の予防、感染症を媒介する生物の監視など、健康への悪影響を未然に防止する適応が必要。

カ 国民生活・都市生活

- ・温暖化は国民一人ひとりの暮らしにも影響を及ぼすおそれがあり、身近な生活における適応策の取組みが必要。

2 生物多様性

(1) 生物多様性をみどりの基本計画で取り扱う背景

- ① 「生物多様性の保全」「持続的な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」という三つの目的から「生物多様性条約」が1992年5月に締結され、生物多様性は人類の生存に不可欠な条件とされています。
- ② わが国においては、生物多様性国家戦略の策定、生物多様性基本法の施行、2010年生物多様性条約締約国会議の開催など総合的な取組みが進められています。
- ③ 日本の生物多様性の課題として、「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生育地の減少」「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」「地球温暖化の進行による生物多様性にたいする影響」等が取り上げられています。
- ④ 生物多様性基本法が2008年6月成立し、国の施策の取組みも強化され、自治体においては、国の施策に準じた施策の推進が必要とされています。
- ⑤ こうした中で本市においても「生物多様性のめぐみ（生態系サービス）を視野にいれたみどりの保全・創出」及び「生物多様性を意識した都市公園整備・都市緑化」「生物多様性の理解を広めること」等について検討し、取り組む必要性が生じています。

(2) 生物多様性とは

① 定義

「生物多様性」には様々な捉え方がありますが、国際条約によると次のように定義されています。

《生物多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity / CBD)》(略称;生物多様性条約 /平成5年条約第9号)「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。)の間の**変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む**」

つまり、地球上に存在する生物の多さ、それらの生物が作り出し、かつ生息している生態系の豊かさ、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性を含めた幅広い概念ということになります。

② 概念

「生物多様性条約」では、生物多様性には3つのレベルでの多様性があるととしています。

ア 種内の多様性（遺伝子の多様性）

- ・ 同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあること。

イ 種間の多様性（種の多様性）

- ・ 地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があること。
- ・ 日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生物が生息・生育している。

ウ 生態系の多様性

- ・ 地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があること。
- ・ 自然林や里山林・人工林などの森林、湿原、河川、サンゴ礁など、生態系は様々なスケールで認識される。

③ 生物多様性によるめぐみ（生態系サービス）

生物多様性によるめぐみは、以下の4つあるとされています。

すべての生命の存続基盤	将来を含む有用な価値	豊かな文化の根源	暮らしの安全性
・ 酸素の供給 ・ 水や栄養塩の循環 ・ 豊かな土壌	・ 食べ物 ・ 木材 ・ 医薬品 ・ エネルギー	・ 地域性豊かな文化 ・ 知恵と伝統	・ 気温・温度の調節 ・ 津波の軽減 ・ 山地災害、土壌流出の軽減

これは、生物多様性が、人間が安心・安全で健康で文化的にも豊かな生活を送るために必要最低限の環境の基盤となっていることを説明している。生物多様性が守られることにより豊かな生態系サービスが生まれ、効率的に利用・管理されることにより、世界の人々が自分の意思による選択・行動を行う自由を手に入れることができるとされている。

(3) 生物多様性条約（2009年9月現在の締約国数は191ヶ国）

- ① 条約の目的
 - ア 地球上の多様な生物をその生育環境とともに保全すること。
 - イ 生物資源を持続可能であるように利用すること。
 - ウ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に分配すること。
- ② 国家戦略の策定
締約国は国家戦略を策定することが義務付けられている。

(4) 第三次生物多様性国家戦略（2007年11月策定）

- ① 課題（進行する3つの危機等）
 - ア 第1の危機
 - ・ 人間活動や開発など、人が引き起こす負の要因による生物多様性への影響。
 - ・ 開発や乱獲による種の減少、生息域の減少があげられる。
 - イ 第2の危機
 - ・ 自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響。
 - ・ 里地里山等の手入れ不足等による自然の質の変化が生態系に影響している。
 - ウ 第3の危機
 - ・ 外来種や化学物質などを人が持ち込むことによる生態系のかく乱。
 - エ 地球温暖化による危機
 - ・ 地球温暖化の進行による地球上の生物多様性に対する影響。
 - ・ 近年では、地球温暖化による多くの種の絶滅や生態系への影響が取り上げられている。
- ② 基本戦略
 - ア 生物多様性を社会に浸透させる。
 - イ 地域における人と自然の関係を再構築する。
 - ウ 森・里・川・海のつながりを確保する。
 - エ 地球規模の視点を持って行動する。
- ③ 都市における生物多様性確保に向けた取組み
 - ア みどりあふれる都市の実現に向けた取組みを推進する。
 - イ 自然とのふれあいの場の確保に向けた取組みを推進する。
 - ウ 持続可能な消費行動の定着を浸透させる。
 - エ コンパクトな市街地を形成する。
 - オ 街路樹の育成、大規模な緑地の確保を推進する。
 - カ みどりのネットワーク形成を推進する。

(5) 生物多様性基本法（2008年6月施行）

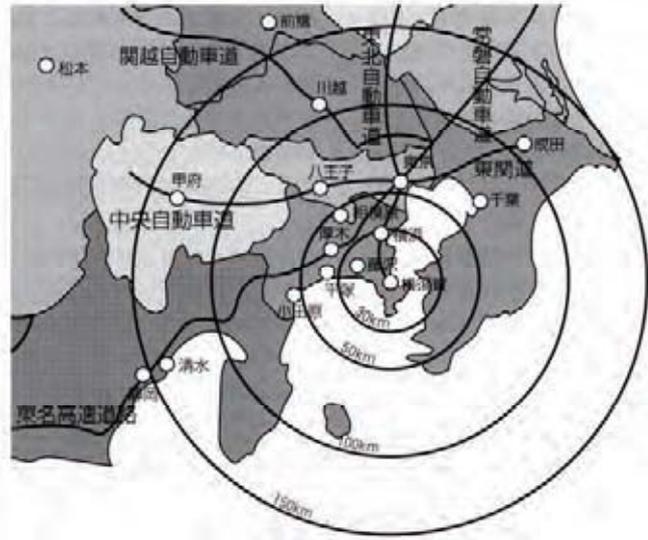
- ① 目的
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。
- ② 基本原則
生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進する。（生態系の保全・再生、予防的順応的取組み、長期的な観点からの保全・活用、温暖化対策との連携）
- ③ 責務
 - ア 国、地方公共団体の責務（基本原則に則った施策の実施）
 - ・ 生物多様性戦略（国は国家戦略策定の義務付け、地方は地方版戦略策定の努力規定）
 - イ 国民及び民間団体の責務（基本原則に則った活動等に努める）

資料2 都市の概況に関する資料

1 市域面積（位置）

本市は、神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置し、東京から50km、横浜から20km圏内にあります。東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面しています。

市の北端は夏島町で横浜市金沢区との境の平潟湾に面し、南端は長井で三浦市初声町に接し、東端は鴨居の観音崎で東京湾に面し、西端は秋谷の長者ヶ崎で三浦郡葉山町に接します。南北15.8km、東西15.3kmあり、面積は100.68km²（平成20年4月現在）です。

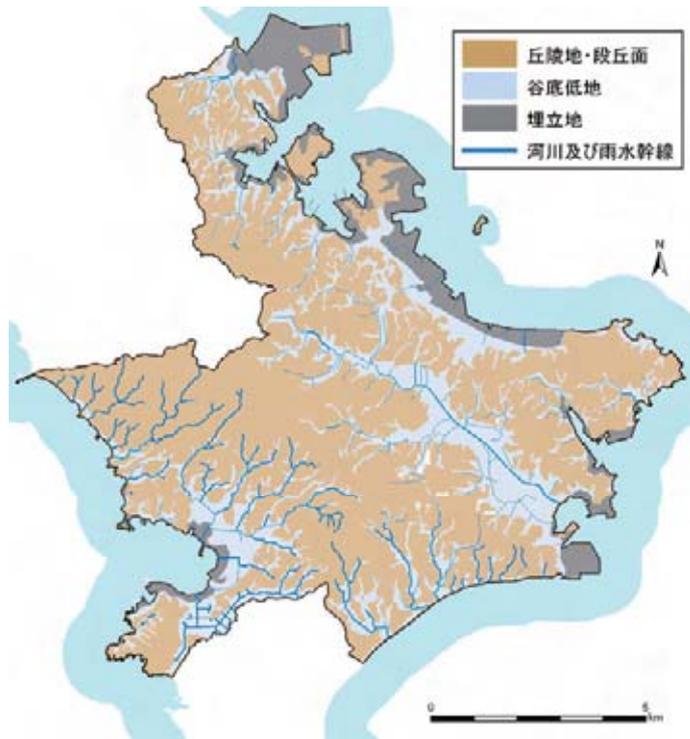


本市の位置

出典：H20年度横須賀市勢要覧

2 地形

本市の地形は、北帯山地、中帯山地及び南帯山地に大別され、標高100～200m程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、広い平地が少ないのが特徴となっています。海岸線の東京湾北部は、リアス式海岸の溺れ谷をなし、天然の良港となっており、西海岸は海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されています。



地形区分図

出典：横須賀市の活断層 付図

3 気象

本市の年平均気温は15～17℃で、東西を海に囲まれ、暖冬涼夏でしのぎやすい気候に恵まれていますが、中心市街地や工業地域の一部に夏期ヒートアイランド現象も見られます。なお、本市の年平均気温は、昭和55年は15.2℃、年間降水量2,011mmでしたが、平成20年度は16.4℃、1,763.2mmとなっています。

4 自然環境

本市は、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけての市域中央部に連なるみどり豊かな丘陵部と三方をそれぞれ特徴ある海に開かれています。海岸の特徴としては海岸線の水深が比較的深い東京湾、比較的速浅でなだらかな海岸線が連なる金田湾、景観の優れた岩礁海岸の目立つ相模湾などとなっています。

5 景観的特徴

三浦半島の地形は、山地、丘陵からなる起伏の多い地形であり、市街地やその周辺には、斜面の樹林地（＝斜面緑地）が数多く存在し「海と街並みと斜面緑地」が一体となり、本市特有の都市景観を形成しています。

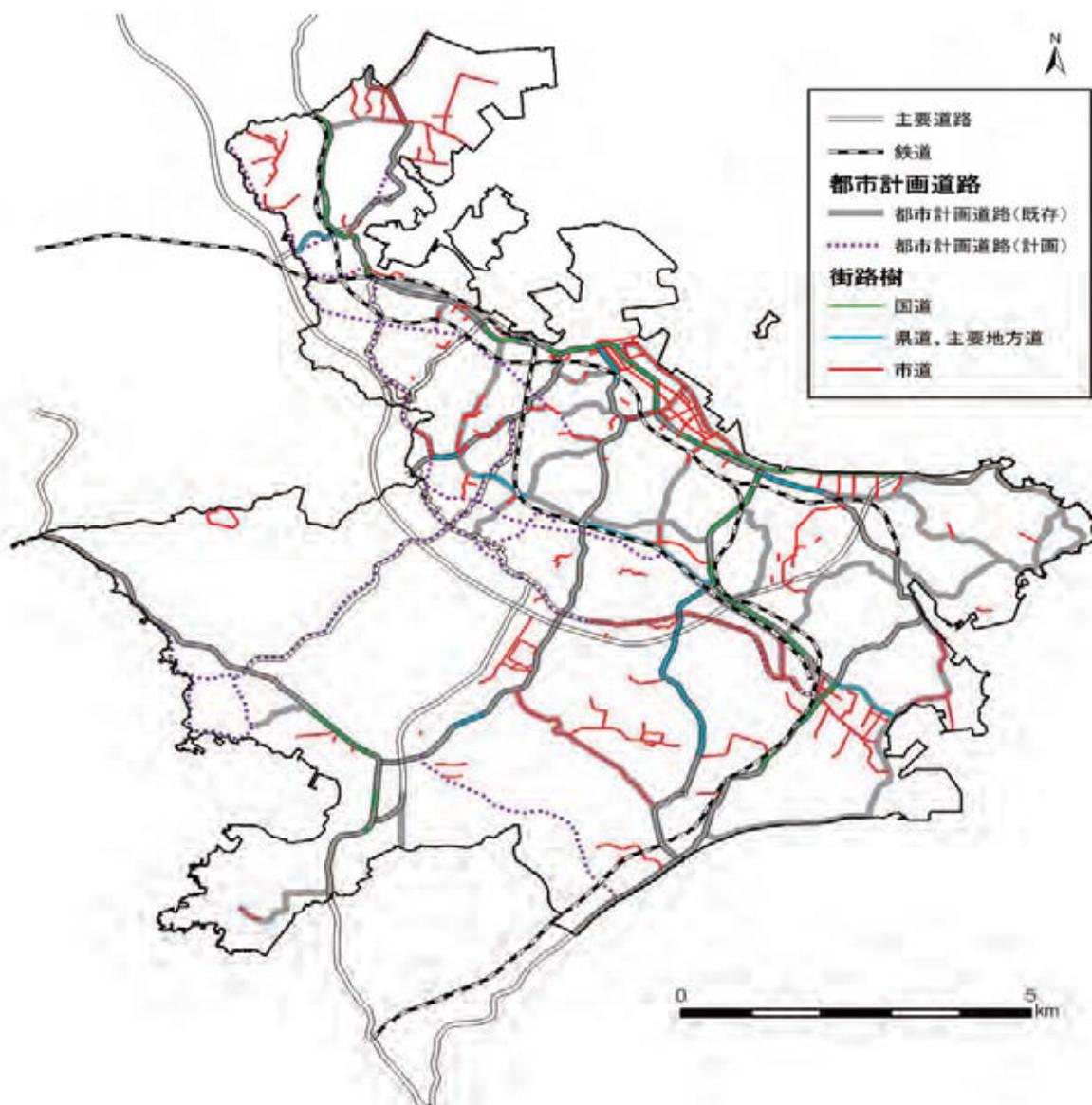
6 人口の推移

前計画策定時点（平成8年度）での見通しでは人口増を見込んでいましたが、現在は減少傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。※詳細は本編P.14に掲載

7 道路

本市の公共交通網は、鉄道が横浜、東京と横須賀を結ぶ広域交通機関としての役割を担っているほか、鉄道駅を中心としたバスルートが整備されていますが、鉄道、バスともに長期的に乗客数が減少傾向にあります。

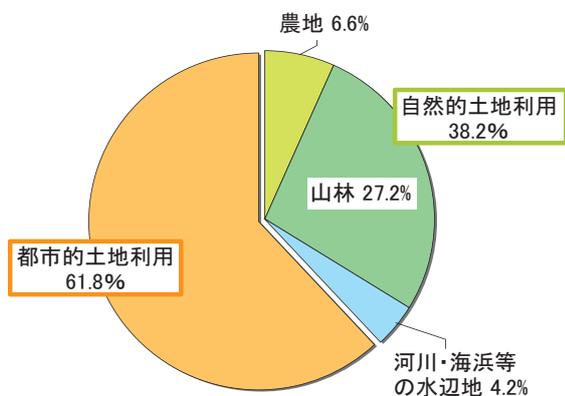
また、道路網は広域的な交通の主軸として、横浜横須賀道路が整備されているほか、東京湾沿岸部を南北に結ぶ国道16号、西側・東側地域における幹線道路としての役割を担っている国道134号などの道路網が整備されています。休日や夏季を中心とする観光シーズンには、こうした幹線道路に交通需要が集中することで渋滞が生じており、市民生活や産業活動に影響を及ぼしています。



都市計画道路と街路樹の状況

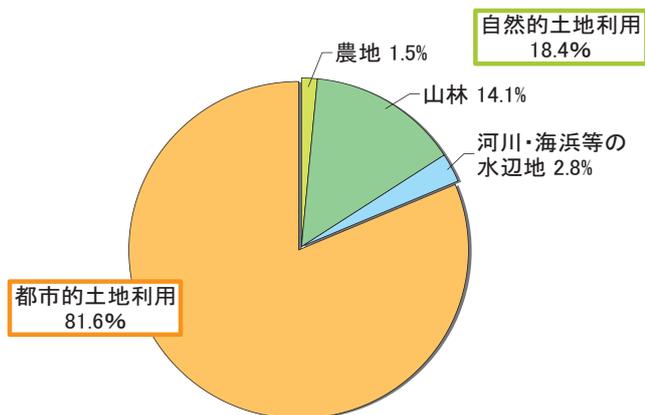
8 土地利用の現状

本市の土地利用は、山林、農地等の自然的土地利用が約38%、住宅用地が約25%、商業、工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約8%となっており、都市化の進展の反面、自然的環境がまだ残されています。また、市域の約66%を占める市街化区域では、計画的な市街地形成が図られています。

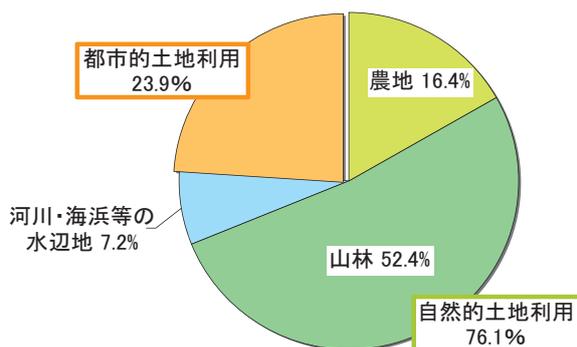


市全域の土地利用構成

- 「自然的土地利用」とは
農地（田・畑・耕作放棄地）、山林（傾斜地山林、平坦地山林）、河川・水面、海浜、河川敷・荒地のこと。
- 「都市的土地利用」とは
住宅用地、集合住宅用地、店舗併用住宅用地、作業所併用住宅用地、併用集合住宅用地、業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、重化学工業用地、軽工業用地、運輸施設用地、広場・運動場等用地、文教・厚生用地、公共用地、供給処理施設用地、その他の空地、防衛用地、道路用地、鉄道用地の土地利用が図られている区域のこと。



市街化区域の土地利用構成



市街化調整区域の土地利用構成

9 傾斜地の状況

本市は、急傾斜地や活断層が存在する地形特性から、土砂災害や地震災害の発生が懸念されます。

近年の都市化と市街地の拡大は、次第にがけの直下にまで広がり、市街地及びその周辺における急傾斜地の危険性は高まっています。

これら災害を最小限かつ、未然に防止するよう県の施行する「急傾斜地崩壊対策事業」に参画し、がけ崩れから市民の生命と財産を守っています。

急傾斜地法に基づく崩壊対策は、国土交通省令で定めるところにより、一定の採択基準に沿った危険区域の指定がされ、その地域において神奈川県が対策工事を行っています。

本市では、この対策工事の費用の受益者負担とされる部分を市民に代わって負担することをはじめ、危険区域の実態調査、市民への周知並びに窓口業務などを行っています。

急傾斜地崩壊危険区域	395 地域
急傾斜地崩壊危険箇所	527 箇所
整備区域	279 区域
整備率	52.9%

急傾斜地崩壊対策事業の現状

(H20年度末現在)